

## 岩手大学大学院教育学研究科研究年報投稿規程

### 1 研究紀要の名称

岩手大学大学院教育学研究科は、研究年報を原則として年1回発行する。研究年報の名称は、「岩手大学大学院教育学研究科研究年報」（以下、「年報」と略記する）とする。

### 2 編集

- (1) 「年報」の編集は、岩手大学大学院教育学研究科研究年報編集委員会（以下、「委員会」と略記する）を設置して行う。
- (2) 「委員会」の任務等は、岩手大学大学院教育学研究科研究年報編集委員会規則を別に定めるところによる。
- (3) 「年報」の原稿の募集、採択、掲載の順序、および体裁などについては、「委員会」において決定する。

### 3 内容

「年報」の内容は教育実践に関するもの（岩手大学大学院教育学研究科における教育内容及び方法に関するものを含む）とし、未公開のものに限る。掲載種別は、次のとおりとする。

- (1) 論文：原則として教育実践に関する理論的または実証的な研究成果（事例研究を含む）など。
- (2) 報告：岩手大学大学院教育学研究科における事業報告、実践報告、調査報告、事例報告など。

### 4 執筆者

「年報」に投稿できる者は、次に該当する者とする。

- (1) 岩手大学大学院教育学研究科 教職実践専攻 教員。
- (2) 研究紀要編集委員会が特に認めた者及び依頼した者。

### 5 執筆要項

執筆要項は原則として教育学部研究年報「原稿作成要領」による。

400字以内の和文要旨をつける。

研究倫理を遵守すること。その内容について本文中任意の箇所に記述することが望ましい。

著者は論文の表記及び内容について一切の責任を負うものとする。

### 6 投稿字数

投稿字数は、28,000字、刷り上がり16ページまでとする。

2段組とする。（原稿及び電子データは投稿用テンプレートを用いて1段組で作成し提出する。）

### 7 別刷

別刷は、その費用を執筆者負担とする。カラー印刷は自己負担とする。

### 8 原稿締切

原稿の締切は、原則として3月3日とし、締切期限後に提出されるものについては受理しない。締切日が土曜日または日曜日の場合は、翌週の月曜日とする。なお、投稿希望者は、投稿申込書及び原稿の電子データを添えて編集委員会に提出するものとする。

### 9 校正

著者校正は第三校までとする。誤字脱字などの訂正に限り、所定の校正記号を用い、朱書きとする。

### 10 電子公開

「年報」に掲載された論文、報告、資料は岩手大学リポジトリを通してweb上で電子公開される。電子公開に伴う著作権の関係は次の通りである。

- (1) 「年報」に掲載された著作物の著作者は、複製権および公衆送信権の利用を「センター」に許諾する。

- (2) 「年報」に掲載された著作物は、著作者自身で再利用することができる。

〔説明事項〕

## 1 リポジトリ登録

岩手大学リポジトリで電子公開を行うとは、「年報」に掲載された著作物を電子化して書誌情報を付加して岩手大学リポジトリのサーバに登録し、web上で公開することです。登録されたコンテンツは永久保存され、無料で誰でもアクセスできます。

## 2 リポジトリ登録に伴う著作権の範囲

- (1) 岩手大学大学院教育学研究科が譲渡を受ける著作権は、電子公開に必要な複製権と公衆送信権に限るものとします。これらの権利によって岩手大学は冊子体を電子化し、あるいは提出された電子ファイルをサーバに保存するために複製して、電子データを不特定多数に送信し公開することができます。
- (2) 「年報」に掲載された著作物を著作者自身がまとめて刊行するなど再利用することは、これを妨げるものではありません。
- (3) 「年報」に掲載されたあるいは今後掲載される著作物に含まれる楽譜、画像やプログラム等は電子公開にあたって権利関係の問題を生じさせない措置を著作者自身にとって下さるようお願いいたします。

電子公開の許諾が得られない著作物が公開されることはありません。

また電子公開された著作物の利用にあたっては、原則として著作権者に承諾を得なければなりません。

ただし、私的使用目的での複製や引用など、著作権法で定める権利制限規定の範囲内の利用については、著作権者に許諾を得る必要はありません。

(平成28年10月18日)